

## 平成30年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

### 制度の概要

本町の情報公開制度は、町民の知る権利を保障し、町政における公正の確保と透明性の向上を推進するための制度です。町が保有する公文書について町民等からの請求があれば、公開することを原則としており、公開しない情報の範囲を最小限にするよう努めています。

また、個人情報保護制度は、情報化社会の進展にともない、個人のプライバシーが侵害されることがないように、町が保有する個人情報（本人のものに限る）の開示を求めることができる制度です。

### 情報公開制度の運用状況

#### 1. 平成30年度における実施機関別の処理状況

実施機関	担当課	請求件数	公開状況				存否応答拒否
			公開	部分公開	非公開	不存在	
町長	総務課	3	2	0	0	1	0
	危機管理課	1	1	0	0	0	0
	企画課	4	4	0	0	0	0
	税務課	3	3	0	0	0	0
	町民課	1	1	0	0	0	0
	建設課	2	2	0	0	0	0
	農林水産課	5	3	0	0	2	0
	にぎわい創出課	19	17	1	0	1	0
	健康福祉課	1	1	0	0	0	0
	会計管理室	1	1	0	0	0	0
	大正地域振興局	6	5	1	0	0	0
	十和地域振興局	3	2	1	0	0	0
議会		5	4	1	0	0	0
農業委員会		1	1	0	0	0	0
教育委員会	学校教育課	2	2	0	0	0	0
	生涯学習課	4	3	1	0	0	0
監査委員		1	0	1	0	0	0
合計		62	52	6	0	4	0

#### 3. 部分公開・非公開の適用条項

適用条項	件数
条例第6条第1号 法令等により非公開とされている情報	0
条例第6条第2号 個人に関する情報	6
条例第6条第3号 法人等の事業に関する情報	0
条例第6条第4号 公共の安全と秩序の維持に関する情報	0
条例第6条第5号 国等と協力して行う事業に関する情報	0
条例第6条第6号 意思形成過程の審議等に関する情報	0
条例第6条第7号 事務事業の執行に関する情報	0
条例第6条第8号 非公開を条件として任意提供された情報	0
条例第9条 文書不存在	4
条例第10条 存否応答拒否	0
合計	10

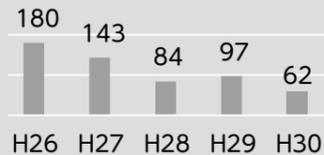
#### 2. 請求者の区分

区分	件数
町内に住所を有する個人	54
町外に住所を有する個人	2
町内に事務所等を有する法人その他の団体	3
町外に事務所等を有する法人その他の団体	3

#### 4. 不服申立て

平成30年度中において、公開決定などに係る不服申立てはありませんでした。

情報公開条例に基づく公文書公開件数の推移



### 個人情報保護制度の運用状況

平成30年度中において、個人情報の開示請求などはありませんでした。

〔お問い合わせ先〕 総務課 ☎22-3111

## 7/12(金) 発送 納税・納入通知書を発送します

★後期高齢者医療保険料  
第1回目の納期限は、7月31日(水)です。期限内の納付をお願いします。

〔お問い合わせ先〕 町民課 ☎22-3117

★国民健康保険税

★介護保険料

〔お問い合わせ先〕 税務課 ☎22-3116

〔お問い合わせ先〕 健康福祉課 ☎22-3115

## 川で遊ぶ際の注意点について

今年も暑い季節がやってきました。川で遊ぶ機会も多くなりますが、時として川は危険な場所でもあるため、右の点に注意し、安全に川で楽しく遊びましょう！

- 川に行く前に天気予報をチェックすること！
- 川に着いたら注意看板を探して、書かれていることを守ること！
- 川へは必ず保護者の方と一緒にいくこと！
- 急な増水に注意すること！

〔お問い合わせ先〕  
企画課四万十川対策室 ☎22-3124

農業を始めませんか！

## 新規就農相談会を開催します

高南地域営農協議会では、新規就農をお考えの方を対象に相談会を開催します。研修事業や園芸用ハウス事業などについて、有利な制度の説明や就農に向けたアドバイスをを行い、個別に相談に応じます。これから就農を検討しようという方はぜひお申し込みください。

日時 8月13日(火)  
午後1時30分～午後4時30分

場所 JA高知県 四万十支所  
2階 中ホール(榊山町586-2)

※事前申込締切：8月6日(火)まで  
※都合が悪い方は、別途相談日を準備します。  
お気軽にお問い合わせください。

## 原付バイクのご当地ナンバープレートに関するアンケート調査結果

この調査は、町の地域活性化や観光振興など町のPRを目的として、原付バイクへのご当地ナンバープレート導入に関するアンケート調査を、町内高校生および税申告相談会場への来場者を対象に1月から3月にかけて実施したものです。

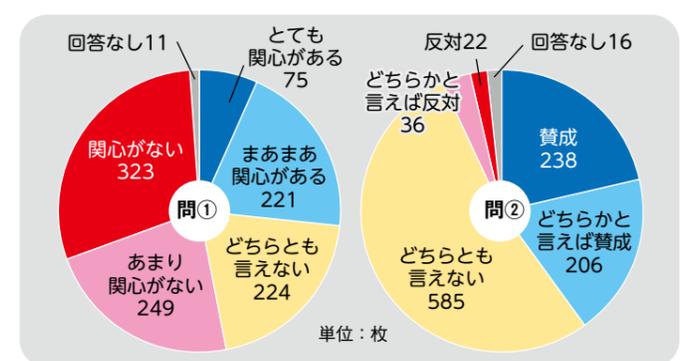
調査結果を見ると、賛成の方は相対的に多いものの関心度は低く、微妙ではありますが、全国で500以上の自治体が既に導入している中で、**ご当地ナンバープレートを今すぐ導入しなければならないという民意は見出せない**と判断しました。

町の地域活性化や観光振興など町のPRをどう進めていくのかという課題は残りますが、これについては既に実施している事業も含めて、今後も模索・検討していく必要があります。

### ■アンケート結果(アンケート回収枚数1,103枚)

●問①…あなたは四万十町特有の原付バイクのご当地ナンバープレート(地域活性化や観光振興のための地元オリジナルの図柄入りナンバープレート)に関心がありますか。

●問②…あなたは四万十町特有の原付バイクのご当地ナンバープレート導入をどう思いますか。



多くの方のご協力によりまして調査ができました。ありがとうございました。

〔お問い合わせ先〕 税務課 ☎22-3116